

65歳以上のみなさんへ / 令和8年度介護保険料のお知らせです

1 介護保険料の算定について ~税制改正に伴う特例措置~



※給与収入がある方が対象です。年金収入のみの方には影響ありません。

令和7年度の税制改正により「給与所得控除」が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については、制度を安定して運営するため、改正前の基準を用いて計算する「特別な取り扱い」を行います。

給与収入額が変わらなければ、介護保険料は令和7年度と同額になります。

※税制改正により住民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の算定上は「課税」相当とみなされ、保険料の段階が変わらないことがあります。公平な負担と制度維持のため、ご理解をお願いいたします。

(例)	令和7年度	令和8年度
町民税	課税	非課税
介護保険料	第6段階	第6段階 (課税として判定)

※介護保険料の算定においては、給与所得控除を55万円として計算するため、町民税の課税・非課税の判定と一致しない場合があります。



Q. 介護保険料はどう決まりますか？

A. 本人および世帯の「住民税課税状況」と本人の「前年の所得」をもとに、町の基準（全13段階）で決まります。

Q. なぜ住民税が非課税でも、保険料計算では「課税」扱いなのですか？

A. 介護保険は3年を一期として計画・運営しています。期間中の制度安定と公平性を保つため、令和8年度に限り、税制改正前の基準を用いて判定します。

Q. 給与収入が190万円を超える場合は？

A. 給与収入190万円以上の方は、今回の控除額変更の対象外のため、通常どおり算定されます。

Q. 保険料はいつわかりますか？

A. 住民税決定後算定されます。決定額は7月発送予定の「納入通知書」をご確認ください。

2 介護保険の判定基準が変わります ~年金額の改定に合わせた基準額の引き上げ~

令和8年度から、介護保険料の算定や各種負担区分を判定する際の基準額（合計所得金額など）が、これまでの80.9万円から82.65万円に見直されます。

これは、国の年金支給額が増額されたことに伴い、収入が増えたとみなされて保険料や利用料の負担区分が上がってしまうことを防ぐための措置です。主に以下の3つの判定において、基準額が引き上げられます。

1. 介護保険料の段階の基準額

住民税非課税の方（第1～第5段階）の保険料を決める所得基準が引き上げられます。

これにより、年金収入が多少増えても、保険料の段階が急に上がらないよう配慮されます。

2. 高額介護サービス費における基準額（8月～）

1か月の介護サービス費の負担上限額を決める区分の判定基準が変わります。所得が低い方の負担上限額（月額15,000円や24,600円）が適用される範囲が、実質的に維持・拡大されます。

3. 負担限度額（食費・居住費）の段階の基準額（8月～）

非課税世帯の方が、介護施設やショートステイを利用する際の食費・居住費の軽減対象となる所得基準が引き上げられます。

■問合せ：保健福祉課介護保険係 ☎0234-42-0150

6/21(日)は庄内町議会議員選挙の投・開票日です

期日前投票【6/17(水)～6/20(土)】はこちら

投票所の場所	投票時間
①役場B棟 2階会議室1・2	8:30～20:00
②立川複合拠点施設 2階活動室2・3	

※期日前投票を利用する場合は

→住所にかかわらず、①②どちらの場所でも投票できます。

→入場券裏面の「宣誓書」に、あらかじめ記入してお出でください。（入場券がなくとも投票できます）

投票日当日【6/21(日)】はこちら

投票区	投票所の場所	対象自治会等名	投票時間
第1投票区	庄内町役場	表町 興野 館 松陽 仲町 御殿町 跡	7:00 ～ 19:00
第2投票区	商工ふれあい会館	猿田町 和光町 駅前(余目) 茶屋町	
第3投票区	余目第一まちづくりセンター	南口 長畑 下朝丸 梵天町 落合 家根合 高田麦 宮曾根 杉浦 久田 深川 西野	
第4投票区	余目第二まちづくりセンター	東一番町 上朝丸 緑町(余目) 幸町(余目) 常万 余目新田 上堀野 中堀野 大野 田谷 西小野方 近江新田 吉岡 生三 島田 払田 茗荷瀬	
第5投票区	余目第三まちづくりセンター	廿六木 提興屋 榎島 千河原 平岡 榎木 下堀野 福原	
第6投票区	余目第四まちづくりセンター	廻館 南野 古関 沢新田 連枝 赤淵新田 小出新田 堤新田 前田野目 福島 大真木 返吉 京島 新田目 本小野方 吉方 西袋 南興屋 中野 南野新田 主殿新田	
第7投票区	立川複合拠点施設	東興野 荒鍋 出川原 緑町(狩川) 今岡 上幅 田町 貢地目 下幅 吹払 栄町 西興野 烏町 馬場 添津 三ヶ沢 千本杉 桑田 旭町 東本町 新広町 西田	7:00 ～ 18:00
第8投票区	清川まちづくりセンター	興屋 中島 生繰沢 片倉 上荒宿 南町 荒宿 川端 本町 裏町 新屋敷 新町 駅前(清川) 幸町(清川)	
第9投票区	立谷沢まちづくりセンター	瀬場 大中島 新田 工藤沢 科沢 木ノ沢 中村 鉢子 大平 松野木 肝煎	

開票は、役場B棟3階大会議室で6/21(日) 20:00から行います。

■問合せ：庄内町選挙管理委員会 ☎0234-42-0128